

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
2	事務分掌について	本項目は、各団体の組織における所掌事務を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、組織規程に事務分掌を規定しているが、統合後の組織体制及び組織規模に応じて統合までに調整する。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
3	補職名	本項目は、各団体の職の設置を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、職の設置に関する規程に補職名を規定しているが、統合後、両企業団職員は県の職員となるため、現行の県の補職名に統一し、「千葉県企業局職員の職の設置に関する規程」のとおりとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
5	会計年度任用職員の任用及び勤務条件	本項目は、各団体の会計年度任用職員に係る制度を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局及び南房総広域水道企業団においては、条例等に基づき、会計年度任用職員の任用を行っており、九十九里地域水道企業団においては、会計年度任用職員の制度を設けていない。 統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
6	臨時職員の任用及び勤務条件	本項目は、各団体の臨時的任用職員に係る制度を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局及び九十九里地域水道企業団においては、規則等に基づき、臨時的任用職員の任用を行っており、南房総広域水道企業団においては、臨時的任用職員の制度を設けていない。 統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
7	職員研修	本項目は、各団体の職員研修内容や開催方法等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局では、千葉県企業局研修基本計画に基づき、新規採用職員研修などの一般研修や浄水処理技術など特定の業務に必要な知識や技能を習得する特別研修を実施している。 両企業団では、企業局の一般研修に相当する研修は実施しているものの、特別研修に相当する技術的な研修は一部実施していないものがある。	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>用水供給事業においても一般研修及び特別研修は必要であることから、企業局の「千葉県企業局研修基本計画」に統一して実施することとする。</p> <p>なお、両企業団職員が、企業局の事務及び県の運用するシステムの操作等について統合後に支障なく行えるよう、統合までに研修機会を設けることとする。</p>		
9	職員の安全衛生	本項目は、各団体の安全衛生業務内容（安全管理体制、研修の実施等）について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体とも、労働安全衛生法及び団体ごとの要綱に基づき、事業規模に応じて安全衛生推進者等の選任及び業務を実施しており、大きな相違はなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。</p> <p>なお、統合後の安全衛生管理体制については、具体の組織体制を踏まえ、統合までに調整する。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
10	職員の健康診断等	本項目は、各団体の健康診断等業務内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体とも、労働安全衛生法に基づき健康診断業務を実施しており、大きな相違はなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
11	職員の被服	本項目は、各団体の被服貸与制度の内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体とも被服等貸与規程に基づき被服貸与を実施しているが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、「千葉県企業局職員被服等貸与規程」に基づき用水供給事業に従事する職員に被服を貸与することとする。</p> <p>なお、統合に伴い新たに企業局の職員となる者へ年度当初に貸与できるよう、両企業団において企業局デザインの被服を統合までに準備することとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
15	退職金	本項目は、各団体の退職手当事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団の退職手当事務は、千葉県市町村総合事務組合で共同処理しているが、企業局は自ら事務を処理している。統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。</p> <p>なお、両企業団は退職手当支給事務を行っている千葉県市町村総合事務組合から解散日をもって脱退することとなり、その際に清算される退職金相当額は、統合後、企業局が引き継ぐこととする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
16	人事給与システム	本項目は、各団体のシステムの状況等及び企業局システムの改修要否を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体とも、それぞれ異なる人事・給与に係るシステムを運用しているが、統合後において、両企業団は県の組織となるため、県のシステムに統一することとする。</p> <p>人事情報管理システムについては、改修を要しないが、給与システムについては、統合までに県において必要な改修を実施し、その費用は、両企業団で負担することとし、負担割合は両企業団で折半とする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
17	給与控除事務	本項目は、各団体における、職員に対する給与支給額からあらかじめ控除する項目（法定控除、法定外控除の内容等）を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体の給与控除事務は、加入する共済組合の違いにより控除項目の内容に相違があるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。</p> <p>なお、共済貯金など共済組合の異動に伴い給与から控除できなくなる項目については、両企業団において、統合までに職員に周知を図ることとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
18	社会保険支払い事務	本項目は、各団体の社会保険支払い事務内容（健康保険、介護保険、厚生年金保険、労働	各団体の社会保険支払い事務は、加入する共済組合の違いによる手続き等の相違があるが、統合後において、両企業団は	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
		保険に係る手続き等)を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、共済組合の脱退に係る届出や、年金事務所や労働局への適用事業所の廃止届の提出などの企業団の解散に伴う手続きについては、遺漏なく実施することとする。		
19	職員の給与の公表に関すること	本項目は、各団体の職員の給与の公表に関する事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表しており、条例及び公表内容に大きな相違がなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、統合前年度分の実績に係る公表方法については、統合までに調整する。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
20	労働条件・給与に関する協議	本項目は、各団体における、労働組合との団体交渉の実施状況等を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局及び九十九里地域水道企業団においては、地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、労働時間、休日及び休暇等の労働条件や給与等に関する事項について、労働組合との団体交渉を行っており、南房総広域水道企業団においては、労働組合がないため、団体交渉は行われていない。 組合交渉等の具体的な実施方法については、統合後に協議する。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
21	時間外労働（36協定）	本項目は、各団体における職場代表者との時間外労働・休日労働に関する協定の締結内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、労働基準法に基づき、時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）を締結している。 36協定については、統合後、速やかに、事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者との間で協定を締結し、所轄	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			労働基準監督署へ届け出る必要があるため、統合までに締結の相手方や協定の内容について、組織体制等を踏まえ、調整する。		
22	公務災害補償等	本項目は、各団体の公務災害補償の申請や認定方法を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	公務災害補償の認定は各団体共通して地方公務員災害補償基金千葉県支部（県総務ワークステーション）で行っており、内容に相違がないことから、引き続き地方公務員災害補償基金千葉県支部にて取り扱うこととする。 なお、統合前年度分の取扱い（精算等）については、統合までに調整する。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
24	文化財事務	本項目は、各団体の埋蔵文化財に係る事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、埋蔵文化財の取扱いについて、事業計画策定時に所管の教育委員会と事前協議を行っており、大きな相違はなく、また、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとする。 なお、統合前年度における次年度土木事業把握のための照会への回答は、企業局で処理することとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
25	条例規程の整備・取りまとめ	本項目は、各団体の例規を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	用水供給事業の新設にあたり、その設置根拠や経営の基本、水道水の供給に関し必要な事項などを条例で定める必要があるため、条例案を令和7年9月議会に上程することを目途に、条例審査等所要の手続きを行うこととする。 また、その他の制定又は改正が必要な例規についても、統合までに制定改正できるよう必要な調整を行うこととする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
26	文書審査	本項目は、各団体の文書審査事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、行政文書規程等に基づき文書審査を行っており、文書主任の設置の有無に相違があるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、「千葉県企業局行政文書規程」のとおりとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
27	決裁（専決事項）	本項目は、各団体の処務及び財務に関する専決事項を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体の決裁における専決事項は、役職等により相違はあるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、「千葉県企業局処務規程」及び「千葉県企業局財務規程」のとおりとする。 なお、新用水供給事業に係る具体的な専決事項については、組織体制を踏まえ、統合までに調整することとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
28	文書様式	本項目は、各団体の文書様式を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、行政文書規程等で文書様式を定めており、文書様式に相違はあるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、統合後は「千葉県企業局行政文書規程」で定める様式を使用する。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
29	文書管理（整理・保管・保存・情報公開など）	本項目は、各団体の文書管理事務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	（令和8年度以降に作成する文書） ・各団体とも、行政文書規程等に基づき文書管理を行っており、文書分類や保存期間等に相違があるが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、「千葉県企業局行政文書規程」及び「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」に基づき文書管理を行う。 （令和7年度以前に両企業団で作成され、企業局に引き継がれる文書） ○文書の引継ぎ・整理・保管 ・適切な承継、紛失防止及び以降の適正な文書管理を行うため、両企業団は、企業局に引き継ぐ簿冊を記載した台帳を作成し、現物の確認を行った上で引き継ぐ。また、県は作成された台帳により「総合文書管理システム」へ	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>登録する。なお、今後作成する文書については、統合時にスムーズに移行できるよう、両企業団において、企業局に倣った文書管理を行う。</p> <p>○文書の保存期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合前に作成された文書の文書分類及び保存期間については、現行のとおり引き継ぐこととする。 <p>引き継いだ簿冊の保存期間は企業局に統一することとし、期間満了となった簿冊については、速やかに保存期間の延長又は文書館への移管・廃棄の措置をとることができるよう、千葉県企業局行政文書の管理に関する規程に経過措置を設ける。なお、保存期間のうち「永年」については、「三十年」と読み替える。</p> <p>○情報公開に係る対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開に係る県民の利便性確保のため、企業局文書主務課において、簿冊台帳を備え付けることとする。 		
30	公印の作成・管守	本項目は、各団体の公印取扱い内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体とも、行政文書規程等に基づき公印の作成・管守を行っているが、統合後において、両企業団は企業局の組織となるため、企業局の取扱いに統一することとし、統合後は「千葉県企業局行政文書規程」に基づき、公印の作成・管守を行うこととする。</p> <p>また、統合までに、必要となる公印を整備する。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
31	広報宣伝、広報誌、ホームページ等の統一	本項目は、各団体の広報業務内容を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 統合後、地域住民に安心・安全な水道用水を安定的に供給する仕組み等について幅広く周知するため、各種広報媒体を活用して広報活動を行う。なお、統合前に必要となる入札</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>参加事業者等への広報活動については、内容ごとに関係部局で周知を行う。</p> <p>2 広報</p> <p>【紙】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合後、必要に応じリーフレット・パンフレットを作成し配布する。 ・施設見学者用の資材は各浄水場にて、作成・配布する。 <p>【ホームページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページに新用水供給事業のページを作成する。 ・両企業団のホームページは統合後1年程度残しておくこととし、新たに作成した新用水供給事業のページへのリンクを掲載する。 <p>【SNS】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県公式SNSを活用し周知する。 <p>【イメージキャラクター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チーバくんを活用することを基本とする。 <p>3 啓発活動</p> <p>【水道週間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のとおりとする。 <p>【浄水場見学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合後も引き続き各浄水場での見学を継続する。 		

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
33	固定資産管理事務	本項目は、各団体の固定資産の範囲及び事務処理方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、固定資産の範囲及び事務処理を定めているが、大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
34	貯蔵品管理事務	本項目は、各団体の貯蔵品について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、貯蔵品の取扱いについて定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」等による事務処理として支障はないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
35	庁舎等維持管理事務	本項目は、各団体の庁舎維持管理事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、各種関係法令及び団体ごとの庁舎管理に係る規程・規則に基づいて庁舎維持管理事務を実施しているが、団体ごとの規程・規則の内容は大きな相違がなく、「千葉県企業局庁舎管理規程」による事務処理として支障がないため、統合後は各種関係法令のほか、「千葉県企業局庁舎管理規程」に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
36	公用車等維持管理事務	本項目は、各団体の公用車等維持管理事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する公用車に係る規程・要綱等により公用車等の維持管理等について定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局公用自動車等管理運営要綱」等による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局公用自動車等管理運営要綱」等に基づき、事務を実施するものとする。 ただし、県においては、全ての公用車にドライブレコーダーの搭載を義務付けているところ、南房総広域水道企業団に	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			においては、ドライブレコーダー未搭載の車両があるため、当該車両については、統合までにドライブレコーダーを南房総広域水道企業団で整備するものとする。		
37	無線電話維持管理事務	本項目は、各団体の無線電話（防災行政無線等）の設置状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、企業局用水供給事業として、緊急時の内外の連絡体制に支障が生じないように、現在、両企業団が保有する防災行政無線等の連絡手段について、企業局が管理を引き継ぎ、有効に活用できるように検討するものとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
38	普通財産の取得、管理及び処分に関する事務	本項目は、各団体の普通財産の取得、管理及び処分に関する事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程により、普通財産の取扱いを規定しているが、両企業団においては、現在、保有する普通財産はない。 このため、今後、用水供給事業において新たに普通財産を取り扱う必要性が生じた場合は、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないことから、統合後は「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
39	土地の賃貸費、行政財産の目的外使用	本項目は、各団体の土地の賃貸費、行政財産の目的外使用の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	土地の賃貸借、行政財産の目的外使用については、使用料が異なる等、各団体で事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程」に基づき、事務を実施するものとする。 なお、現在、両企業団において行政財産使用許可又は貸付をしている土地等について、「千葉県企業局行政財産等使用許可及び貸付規程」と異なる取扱いとしているものは、統合までに	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			両企業団において関係者に周知を図り、統合後の取扱いを改めるものとする。		
41	資産の保険事務	本項目は、各団体の資産に関する保険の加入状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団においては、現在、火災や自然災害などによって建物や構築物が損害を受けた際の保険として、一般財団法人全国自治協会の提供する建物共済保険に加入している。 統合後において、両企業団は県の組織となり、現行の保険加入要件から外れるため、企業局水道事業と同様に、企業局用水供給事業として公益財団法人都道府県センターが提供する建物共済保険に加入するものとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
42	企業債の借入、償還事務	本項目は、各団体の企業債の借入、償還事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は事務処理について企業局に統一するものとする。 なお、両企業団が償還中の企業債については、統合までに企業局への企業債の承継に係り、必要となる手続きを実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
43	水道用水供給事業の会計事務	本項目は各団体の会計事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程等に基づき事務処理を行っているところである。 統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局財務規程」「千葉県企業局経理事務の手引き」に基づき事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
44	水道用水供給事業会計の予算編成	本項目は、各団体の予算編成の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、組織形態、議会の開催時期等の違いにより、事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は県の組織となることから、企業局の事務処理方法等に統一するものとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>なお、統合初年度の用水供給事業に係る予算については、令和8年2月定例県議会に議案を上程することが見込まれるため、事務処理に遺漏がないよう、企業局と両企業団が協働して編成作業等にあたるものとする。</p>		
45	水道用水供給事業会計の決算	本項目は、各団体の決算の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団においては、それぞれの事務局で決算書を調製し、それぞれの企業団議会において決算認定を受けているが、統合後においては、両企業団は企業局の組織となること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として事業統合することから、企業局用水供給事業として決算書を調製することとし、千葉県議会で決算認定を受けるものとする。</p> <p>なお、統合前年度の両企業団の決算については、解散の日をもって収支を打ち切り、それぞれの団体ごとの決算書を調製のうえ、企業局が千葉県議会で決算認定を受けることとする。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3
46	水道用水供給事業の消費税申告事務	本項目は、各団体の消費税申告事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>統合後は、両企業団の権利・義務を承継する企業局が、用水供給事業として、消費税申告事務を行う。</p> <p>また、統合までに、管轄税務署に統合に伴う手続き及び統合前年度分の申告手続等の確認を行うものとする。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3
47	出納及び収納取扱金融機関	本項目は、各団体の出納及び収納取扱金融機関について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体において、出納取扱金融機関に相違がある。</p> <p>地方公営企業法においては、公営企業について複数の出納取扱金融機関を設置することは可能ではあるが、実際に出納事務を処理するうえでの便宜及び地方自治法において指定金融機関は一と限定されている趣旨を考慮し、出納取扱金融機関の設置は一とすべきである。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>また、収納取扱金融機関については、両企業団は、指定を行っていない。</p> <p>統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、企業局の取扱金融機関に統一するものとする。</p>		
48	会計システム管理 運営	本項目は、各団体の会計システムの管理運営状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ会計システムを管理運営しているところであるが、統合後は両企業団の事業・会計を統合するため、また、企業局の会計システムに統一することが効率的であるため、統合後は企業局の会計システムに統一して管理運営を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
49	会計システムの データ移行	本項目は、各団体の会計システムのデータについて、統合時のデータ移行の取扱いについて整理するもの。	会計システムについては、統合後は企業局のシステムに統一することから、両企業団は、現行の両企業団の会計システムのデータを企業局の会計システムの仕様に沿う形で提供することとし、これら移行データの調製は、企業局と調整のうえで、両企業団において実施・負担するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
50	小切手振出	本項目は、各団体の小切手振出の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、小切手振出について定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」等による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
51	現金の取扱	本項目は、各団体の現金の取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、現金の取扱について定めているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」等による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
52	積立金現在高	本項目は、各団体の積立金現在高について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、積立金経理（減債積立金等）を行っている。令和4年度末現在、積立金残高はないが、統合前年度までに残高が発生する場合は、当該残高をそのまま企業局に引き継ぐものとする。</p> <p>なお、両企業団においては、積立金経理を議決による処分としているところ、企業局においては、条例による処分としており、事務処理に相違がある。</p> <p>しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は企業局の事務処理に統一するものとし、条例による処分ができるよう、条例の整備を行う。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3
53	例月出納検査	本項目は、各団体の例月出納検査の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、それぞれ監査委員を選任の上、例月出納検査を受検しているが、統合後において、両企業団は県の組織となること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として事業統合することから、統合後は、企業局用水供給事業として、千葉県監査委員基準に基づき、県の監査委員による例月出納検査を受検するものとする。</p> <p>なお、統合前年度3月分の両企業団の例月出納検査の取扱いについては、統合までに調整する。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3
54	業務状況説明書	本項目は、各団体の業務状況説明書・予算執行計画書の取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>業務状況説明書については、両企業団とも地方公営企業法第40条の2の規定に基づき、それぞれの条例で定めるところにより、団体ごとに作成している。</p> <p>統合後においては、両企業団の事業・会計を統合し、企業局の用水供給事業として業務状況説明書を作成するため、業務状況説明書の調製に支障がないよう、地方公営企業法第40条</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>の2の規定に基づき、統合までに「千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例」の改正を行うものとする。</p> <p>なお、両企業団の統合前年度分の業務状況説明書については、事務を承継する企業局において作成するものとする。</p> <p>(参考) 地方公営企業法第40条の2 (抜粋) 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。</p> <p>予算執行計画書については、それぞれ所管する財務規程等に基づき作成しているが、各団体とも事務処理に大きな相違がなく、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないため、統合後は「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。</p>		
55	決算審査	本項目は、各団体の決算審査の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、それぞれ監査委員を選任の上、調製した決算書類について、監査委員が審査を行っているが、統合後において、両企業団は県の組織となること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として事業統合することから、統合後は、企業局用水供給事業の決算として、千葉県監査委員基準に基づき、県の監査委員による決算審査を行うものとする。</p> <p>なお、統合前年度の両企業団の決算については、企業局が県の監査委員による決算審査を受けるものとする。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
56	各種共通物品の出納 保管事務	本項目は、各団体の各種共通物品の出納保管事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局においては、「千葉県企業局物品管理要領」等により物品の管理・保管等について規定しているところ、両企業団においては、該当する要領等がないなど、各団体で事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、「千葉県企業局物品管理要領」等に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
57	支出負担金事務	本項目は、各団体の支出負担金事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、団体ごとの必要性に応じて、負担金を支出しており、事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となること、また、両企業団の事業は企業局用水供給事業として事業統合することから、負担金の継続、廃止、企業局に統一するなどの取扱いについて、統合時の予算編成において、整理するものとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
58	物品の購入等契約事務	本項目は、各団体の物品の購入等契約事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程等に基づき、事務を行っているが、入札及び契約に関する事務処理に相違がある。 しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。 なお、両企業団は、入札及び契約行為について、事務処理方法を変更する必要があることから、統合までの適切な時期に現在の入札参加業者等の関係者に周知を図る。	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			また、長期継続契約等の統合年度をまたぐ契約については、両企業団において、個別に案件を精査し、統合後に企業局が適切に承継できるように相手方と調整するものとする。		
59	委託契約事務及び 工事請負契約事務	本項目は、各団体の委託契約事務及び工事請負契約事務の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>各団体において、それぞれ所管する財務規程等に基づき、事務を行っているが、入札及び契約に関する事務処理に相違がある。</p> <p>しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。</p> <p>なお、両企業団は、入札及び契約行為について、事務処理方法を変更する必要があることから、統合までの適切な時期に現在の入札参加業者等の関係者に周知を図る。</p> <p>また、債務負担行為等の統合年度をまたぐ契約については、両企業団において、個別に案件を精査し、統合後に企業局が適切に承継できるように相手方と調整するものとする。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3
60	入札参加資格審査及 び登録	本項目は、各団体の入札参加資格審査及び登録状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団においては、団体ごとに入札参加資格審査及び名簿登録を行っているが、統合後において、両企業団は県の組織となることから、統合後は、千葉県の入札参加資格者名簿に統一する必要がある。</p> <p>このため、両企業団においては、統合前年度の入札資格審査及び名簿登録に支障が生じないよう、現在の名簿登録事業者等の地元関係者に周知を図るものとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
62	減免制度	本項目は、各団体の減免制度について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団とも、それぞれ所管する水道用水供給条例において、同内容の減免制度を設けている。	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>当該制度は、国の示す標準給水条例案に設けられており、赤水発生時などの対応として必要があることから、新たに制定する水道用水供給条例においても、当該制度に係る規定を設けるものとする。</p> <p>また、統合後の運用に支障を来さないよう、減免の対象等の詳細を統合までに調整するものとする。</p>		
63	水道用水供給料金の調定・納入通知書の作成・送付	本項目は、各団体の水道用水供給料金の調定・納入通知書の作成・送付の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>両企業団とも、それぞれ所管する用水供給条例、財務規程等に基づき事務を実施しており、調定手続き自体に大きな相違はないが、料金徴収の時期については、県内の他事業体においては月次であるところ、九十九里地域水道企業団においては、基本料金のみ四半期次としており、相違がある。</p> <p>しかしながら、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、月次の料金徴収に統一するものとする。</p>	R6. 8. 27	R6. 9. 3
64	水道用水供給料金の更正・還付	本項目は、各団体の過誤納金にかかる更正・還付の事務処理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体において、それぞれ所管する財務規程で、過誤納金について規定しているが、事務処理に大きな相違はなく、「千葉県企業局財務規程」による事務処理として支障がないため、統合後は、「千葉県企業局財務規程」に基づき、事務を実施するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
65	用水供給料金の収納	本項目は、各団体の料金の収納事務（不納欠損）の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	水道用水供給事業は、市、町、一部事務組合（企業団、組合）を対象に料金の徴収を行っており、不納欠損は生じないため、調整不要。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
66	水道統計調査	本項目は、各団体の水道統計調査の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	水道統計調査は、厚生労働省（令和6年度からは国土交通省）通知に基づき、行われているものであり、両企業団とも、通知に基づいて、適切に事務を実施している。	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			統合後は、両企業団の事業・会計を統合するため、水道用水供給事業として水道統計調査に係る事務を行うものとする。		
67	地方公営企業決算統計	本項目は、各団体の地方公営企業決算統計の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>地方公営企業決算統計は、総務省通知に基づき、行われているものであり、両企業団とも、通知に基づいて、適切に事務を実施している。</p> <p>統合後は、両企業団の事業・会計を統合するため、水道用水供給事業として地方公営企業決算統計に係る事務を行うものとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
68	水道事業年報の作成	本項目は、各団体の水道事業年報の取扱いを確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>水道事業年報は、水道法第24条の2の規定に基づき、作成・公表されているものであり、両企業団とも、法に基づいて、適切に事務を実施している。</p> <p>統合後は、両企業団の事業・会計を統合するため、水道用水供給事業として水道事業年報に係る事務を行うものとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
70	開発行為の協議	本項目は、都市計画法上の開発行為に係る開発事業者から水道事業体への協議について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	当該協議は、末端給水事業体で対応するものであり、用水供給事業では取り扱わないため、調整不要。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
71	土地区画整理事業等における水道施設に係る協議及び指導	本項目は、土地区画整合法上の土地区画整理事業に係る施行者から水道事業体への協議及び施行者への指導について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	当該協議及び指導は、末端給水事業体で対応するものであり、用水供給事業では取り扱わないため、調整不要。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
72	取水、導水、送水管敷設事業	本項目は、両企業団における取水、導水、送水管の新規の敷設事業の予定や手続きについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	現時点では、取水、導水、送水管の新規敷設の予定はない。 送水管の新規敷設に係る手続きについては、末端給水事業体への給水地点の変更に伴って必要となる可能性があり、南房総広域水道企業団では、「末端給水事業体への給水地点の変更（移設、新設）に関する要綱」を定めて対応しているが、九十九里地域水道企業団では同種の要綱を定めていないことから、新用水供給事業として統一的に運用するため、統合までに南房総広域水道企業団の要綱を参考に新用水供給事業としての要綱を定め、対応するものとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
73	水源整備事業	本項目は、両企業団において確保している水源について整理するとともに、当該水源で水需要に対応可能か確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに、統合後の水需要に対応できる水源を確保している。統合後も新用水供給事業として現行の水源を確保することとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
76	工事の設計業務	本項目は、各団体の工事の設計に使用する基準書や安全審査の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	(工事の設計) 両企業団では、(公社)日本水道協会の水道施設設計指針、水道維持管理指針、水道施設耐震工法指針を基本に設計を行って	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>いるため、現行のとおりとする。</p> <p>(設計時の安全審査) 企業局では千葉県建設工事安全対策委員会規約に基づき、建設工事安全対策委員会を設置し審査を行っているが、両企業団では同様の場がないことから、統合までに同規約に基づき、企業局を参考に新用水供給事業としての設置要綱等を定めることとする。</p>		
77	工事の協議・立会	本項目は、各団体の工事の協議・立会の状況、様式等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事の協議・立会) 各団体ともに建設工事請負契約書、工事標準仕様書に取扱いを定め実施していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(書類の様式) 各団体とも千葉県土木工事書類作成マニュアルの様式を使用しているため、現行のとおりとする。</p> <p>(他企業の物件に近接する場合の取扱い) 各団体とも書面での協議や立会を行っているため、現行のとおりとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27
78	工事の監督業務	本項目は、各団体の工事の監督、施工管理基準等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事の監督) 各団体ともに建設工事請負契約書、工事標準仕様書、千葉県建設工事適正化指導要綱に基づき監督していることから、現行のとおりとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(施工管理基準) 施工管理基準について、各団体ともに県土整備部の施工管理基準を用いており、企業局では同基準に定めがないものについて独自の基準を定めている。しかしながら、両企業団では独自の基準を定めていないことから、施工管理の内容を明確化させるため、企業局を参考に、統合までに、新用水供給事業としての基準を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。</p> <p>(事故調査) 企業局では千葉県建設工事安全対策委員会規約に基づき、建設工事安全対策委員会を設置し、工事施工中に発生した事故の調査を行っているが、両企業団では同様の場がないことから、統合までに同規約に基づき、企業局を参考に新用水供給事業としての設置要綱等を定め、事故調査を行うこととする。</p> <p>(ウィークリースタンス) 企業局が発注する委託業務においては、ウィークリースタンスの取組を行っているが、両企業団では行っていないため、企業局と同様に取り組むこととし、企業局の要領を参考に、統合までに新用水供給事業としての要領を定める。 ※ウィークリースタンスとは、委託業務を円滑に進めるとともに業務の品質確保と一層の業務環境の改善に努めるため、受発注者間で打合せの日時や依頼の期限等についてルールを設定するもの。</p>		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
79	水道工事共通仕様書	本項目は、各団体の工事に適用する工事標準仕様書の内容について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	企業局では工事の適正な履行を確保するため水道工事標準仕様書を定めているが、両企業団では十分な定めがなく、企業局の水道工事標準仕様書を参照し業務を行っていることから、統合までに企業局を参考に新用水供給事業としての工事標準仕様書を作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
80	水道工事書類管理事務	本項目は、各団体の工事書類等の保管、完成図面の取扱い等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事書類の保管) 各団体とも工事書類を各発注機関（工事担当部署）で保管していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(完成図面の取扱い) 完成図面は各団体ともに長期的な資産管理を効率的に行うことを目的としてシステムに保存していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(電子納品) 企業局では電子納品運用ガイドライン（案）を定め、電子納品を実施しているが、両企業団では定めはないことから、新用水供給事業においても実施することとし、企業局を参考に統合までに新用水供給事業としてのガイドラインを作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知を図るものとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
81	水道工事積算基準・ 設計要領の作成・改 正に関する事	本項目は、各団体の工事の積算基準、設計単価等の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(積算基準) 両企業団では、厚生労働省や国土交通省の積算基準を活用していることから、新用水供給事業においても同基準を用いることとする。 両企業団では使用する積算基準書を公表していないが、企業局では公表していることから、新用水供給事業としても使用する基準書を公表することとする。</p> <p>(設計単価) 両企業団においては県技術管理課及び出版物等の公表資料等を活用していることから、現行のとおりとする。 両企業団では、単価の優先度等について要領を定めていないが、企業局では要領を定め公表していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成し、公表することとする。</p> <p>(見積要領) 各団体とも設計単価がないものは、見積により単価設定することとしている。両企業団では、見積要領を定めていないが、企業局では、事務の適正確保の観点から要領を定め、公表していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成し公表することとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(各種補正)</p> <p>両企業団では、熱中症対策や週休2日制適用工事について試行要領を定めていないものがあるが、企業局では国や県と同様に定め、試行していることから、統合までに、企業局を参考に新用水供給事業としての要領を作成するとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知を図るものとする。</p> <p>(設計変更)</p> <p>設計変更に関しては、各団体ともに県土整備部の設計変更等ガイドラインを使用していることから、現行のとおりとする。</p> <p>(概算数量設計発注方式)</p> <p>企業局では業務の効率化を目的として、口径300mm以下の管路を対象に概算数量設計発注方式を試行しているが、両企業団の主たる管路である口径350mm以上の管路については、各団体とも同方式を実施していないため、概算数量設計発注方式は取り扱わないこととする。</p> <p>※概算数量設計発注方式とは、設計・積算業務の簡略化及び効率化を促進し、事業の円滑な執行を目的として、管路工事に用いる資材の数量を概数により設計し、一部の図面等を省略して発注するもの。</p>		

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(積算システム)</p> <p>1 両企業団の積算システムは同じソフトウェアで統一されており、支障なく運用できている。新たなシステムを導入するよりも積算事務を円滑に行うことができるため、新用水供給事業においても現状の積算システムを使用することとする。</p> <p>2 名称変更など帳票様式の修正については、統合までに両企業団で実施する。</p> <p>3 単価データの更新については、両企業団では県土整備部と協定を締結し、単価データの提供を受けていることから、統合後も引き続き県土整備部から単価データの提供を受けることとし、必要な手続きを行う。</p>		
82	配水管技能者登録制度	本項目は、各団体の管路工事に従事する配水管技能者等の要件について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 両企業団とも、日本水道協会の講習を受けて登録された者又はそれと同等の経験を有する者としていることから、現行のとおりとする。</p> <p>2 配管技能者等の要件については各団体とも工事標準仕様書で定めていることから、現行のとおりとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27
83	工事等の検査に関すること(書類、出来形管理基準等)	本項目は、各団体の工事・業務委託の検査実施方法や関連する検査要綱等について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(工事等の検査)</p> <p>工事等の検査については、各団体とも検査要綱を定めているが、統一的に運用する必要があるため、企業局の各種要綱(建設工事検査要綱、委託設計業務等検査要綱、中間検査実施細目、委託設計業務等成績評定要領)を参考に、統合までに新用水供給事業としての各種要綱を定めるものとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(県技術管理課による検査)</p> <p>工事等の検査については、統一的に運用する必要があるため、企業局と同様、一定金額以上の検査は県技術管理課の検査監に委任することとし、統合までに企業局長と知事で協定を締結するものとする。</p> <p>(施工管理基準)</p> <p>施工管理基準について、各団体ともに県土整備部の施工管理基準を用いており、企業局では同基準に定めがないものについて独自の基準を定めている。しかしながら、両企業団では独自の基準を定めていないことから、施工管理の内容を明確化させるため、企業局を参考に、統合までに、新用水供給事業としての基準を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。</p>		
84	第三者行為による損傷弁償金徴収事務	本項目は、各団体の第三者行為による損傷弁償金徴収事務の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも導・送水管及び施設が破損した場合の対応は、破損状況により影響範囲が異なるため、類型化できず、個別対応としていることから、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
85	水道賠償保険責任保険の契約	本項目は各団体の水道賠償責任保険の契約について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体とも地域の実情に応じて対象施設や補償内容を設定していることから、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
118	水利権（申請）	本項目は、両企業団の水利権の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに、統合後の水需要に対応できる水利権を確保している。統合後も新用水供給事業として水需要に対応できる水利権を確保することとし、統合までに河川法に基づく必要な手続きを進めることとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18

事務事業の調整結果一覧【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
120	導水・送水管移設 改良工事	本項目は、各団体における導水、送水管移設改良工事の予定や、手続きについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	現時点では導水・送水管の移設改良工事の予定はない。 導水、送水管移設改良工事に係る手続きについては、他企業等の工事に伴い必要となる可能性があり、各団体とも、国土交通省の「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」を基本として、適切に対応していることから、新用水供給事業としても現行どおりの取扱いとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
121	工事総合評価方式に係る技術審査	本項目は、各団体の工事の総合評価発注方式に係る技術審査について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	(総合評価方式による工事発注) 企業局では千葉県総合評価方式ガイドラインに基づき、総合評価方式による工事発注を行っているが、両企業団では実施していないことから、統合後は、同ガイドラインに基づき、新用水供給事業においても総合評価方式による工事発注を行うこととする。 (総合評価方式に係る審査) 総合評価方式による工事発注を適正に行うため、統合までに企業局を参考に、新用水供給事業としての要綱・要領を定めるとともに、あらかじめ工事業者等の関係団体へ周知するものとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
86	取水・浄水業務	<p>1 本項目は、両企業団の取水地点及び浄水方法等の状況を確認し、統合後の業務について整理するもの。</p> <p>2 浄水処理薬品について、統合後に県企業局と両企業団で一括購入することにより、経費の節減が可能か整理するもの。</p>	<p>1 両企業団ごとにそれぞれ取水地点や送水先が異なり、水質を考慮した浄水処理を行っているため、統合後も現行どおりの業務を行うこととする。</p> <p>2 各浄水場の特性により使用する薬品が異なることや、県企業局ではリスク管理の観点から一括購入をせずに分散して購入しているため、県企業局と両企業団との浄水処理薬品の共同購入については、実施しない。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27
89	水源の水質保全	<p>本項目は、水源の水質保全に関して、各団体の協議会等への参画状況等を確認し、統合後の参画等について整理するもの。</p>	<p>1 水質保全に関する連絡調整は統合後も不可欠であるため、「利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会」「関東地方水質汚濁対策連絡協議会」「千葉県異常水質対策要領」は統合後においても参画するものとする。</p> <p>2 「栗山川汚染防止対策協議会」及び「房総導水路系における水質情報共有化に関する申し合わせ」は、栗山川・房総導水路ともに取水点であり、その水質に係る関係機関との情報共有が不可欠であるため、統合後においても用水供給事業として参画するものとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27
90	監視制御システム	<p>本項目は、監視制御システムについて、両企業団の整備状況を確認し、統合後の運用について整理するもの。</p>	<p>両企業団の各浄水場は点在しており、浄水処理や送水等に関する運用も異なっているため、統合後においてもシステムの統一はせず、当面は現行どおりの運用を基本とする。浄水場等の統廃合を検討する際には、監視制御システムのあり方について、必要に応じ整理するものとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27
91	取水、導水、送水調整	<p>本項目は、両企業団の取水、導水、送水の状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。</p>	<p>両企業団の浄水場は点在して相互に水融通しておらず、両企業団ともに受水団体からの申込み水量に応じて送水調整を行っているため、現行のとおりとする。</p>	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
92	取水、導水、送水管 網図の調整管理	本項目は、各団体の取水、導水、送水管網図の調整管理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	管網図は、水道法において水道施設台帳の一部として整備、保管することが義務づけられており、各団体ともに調書及び図面で構成される水道施設台帳を整備し、適宜情報を更新しながら管理している。各団体の管路は独立しており、統合後も両企業団の既存の水道施設台帳を管理することで特段支障が生じないことから、現行の取扱いを維持することとする。 水道施設台帳は国の通知により、災害時に備えて分散保管等の対策を行うこととされているため、統合後は新用水供給事業の浄水場等に水道施設台帳を分散保管することとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
93	水道地図情報管理シ ステム（マッピング システム）	本項目は、各団体の水道地図情報管理システムの取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	各団体ともに、水道地図情報管理システムを整備しており、機能等に相違があるものの、統合後も現行のシステムを使用することにより支障なく業務を遂行できることから、現行のシステムを継続使用することとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3
94	修繕費支弁基準	本項目は、各団体の収益的支出(修繕費)と資本的支出(建設改良費)の区分について整理するもの。	各団体とも「修繕費支弁基準」として具体的な基準を明文化したものは存在していないが、具体的な実務においては、いずれの団体においても「公営企業の経理の手引き」などを参考に区分しているため、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
95	老朽管修繕事業	本項目は、両企業団の老朽管の状況について確認し、統合後の維持管理方針について整理するもの。	施設整備計画で設定する目標使用年数まで供用できるよう、統合後においても引き続き管路の点検を行い、維持管理をしていくこととする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
97	導水、送水管布設に 伴う配水管切替事業	本項目は、導水、送水管布設に伴う配水管切替事業について整理するもの。	用水供給事業では配水管切替事業は取り扱わないため、調整不要。	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
99	仕切弁修繕その他	本項目は、仕切弁等の弁類の修繕について、両企業団の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団ともに点検等により不具合があった場合は修繕工事を実施しており、対応に差異はなく適切に対応しているため、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
100	水管橋防食工事	本項目は、両企業団における水管橋の塗装や電気防食の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	1 両企業団ともに水管橋の目視点検結果により、塗装塗替えや修繕工事を実施して適切に対応しているため、現行のとおりとする。 2 両企業団ともに電気防食調査を業務委託により実施し防食状態にあるか否かを確認し、腐食状態にあることが確認された場合は対策工事を実施しており、適切に対応しているため、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
102	地下埋設物の協議・立会い	本項目は、地下埋設物の協議・立会いについて、両企業団の対応状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団ともに関係する部署において、地下埋設物の協議・立会いを実施しており、対応に差異はなく適切に対応しているため、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
104	漏水調査	本項目は、両企業団の漏水調査の対象や進め方を確認し、統合後の対応について整理するもの。	両企業団で漏水調査の対応に差異はなく、適切に対応しているため、現行のとおりとする。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
105	弁類の機能調査	本項目は、弁類の機能調査について、両企業団の実施状況を確認し、統合後の対応について整理するもの。	1 両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）に基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うものとする。 2 ガイドラインにおいて、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることか	R6. 3. 21	R6. 3. 27

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			ら、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。		
106	国道、県道及び河川等の占用事務	本項目は、両企業団の占用事務に係る事務処理について整理するもの。	1 両企業団の占用事務の取扱いに差異はなく、適切に対応しているため、現行のとおりとする。 2 現に受けている占用許可が統合後も継続となるよう、統合までに道路管理者等に対して必要な手続きを行う。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
107	取水、導水、送水管等の修繕	本項目は、両企業団の事故等緊急時における取水、導水、送水管等の修繕に関する対応方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに、管路破損による漏水修繕などの緊急工事に係る緊急工事取扱要領を規定しており、内容に大きな相違がないことから、統合までに新用水供給事業として取扱要領を整備し、事故等緊急時に的確に対応することとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
108	修繕に伴う委託業務（設計・監督・指導）	本項目は、各団体の事故等緊急時における修繕に伴う委託業務の取扱いについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	緊急工事に伴う業務は、各団体ともに直営で行っていることから、調整不要。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
109	修繕受付から精算までの事務	本項目は、各団体の事故等緊急時における修繕受付から精算までの処理方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	緊急工事に伴う修繕受付から精算までの事務の流れについては、各団体ともに大きな相違はなく、企業局の事務処理に合わせて支障がないことから、統合後は企業局の財務規程や契約に関する各種要領等に基づき処理することとする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18
110	水質検査業務及び水質事務	本項目は、両企業団の水質検査業務及び水質事務について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	（水質検査及び水質事務） 水道法に基づき水道事業者等は、定期及び臨時の検査を行うことが義務付けられており、両企業団ともに法令に定められた水質検査を適正に実施しているが、具体的な実施方法等に違いがあることから、当面の間は現行のとおり水質検査を実施するものとする。なお、統合後において新用水供給事業としての検査体制のあり方について検討していくものとする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
			<p>(水質検査計画の策定・情報提供) 水道法に基づき水道事業者等は、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、需要者に情報提供を行うことが義務付けられており、両企業団ともに水質検査計画を策定し、ホームページ等により需要者に情報提供していることから、統合までに両企業団の現行の計画を基に、新用水供給事業としての水質検査計画を策定し、情報提供を行うこととする。</p> <p>(水質検査結果の保存・情報提供) 水道法に基づき水道事業者等は、水質検査結果を5年間保存し、毎年1回以上定期的に情報提供を行うことが義務付けられており、両企業団ともに臨時の検査を含めて水質検査結果を保存し、ホームページ等で需要者に情報提供を行っていることから、統合後も引き続き、新用水供給事業として適切に対応する。</p>		
111	受水団体の水質検査	本項目は、両企業団における受水団体の水質検査の実施状況を確認し、統合後の検査体制について整理するもの。	受水団体の水質検査については、現行のとおり実施するものとする。なお、末端給水事業体の統合が行われる場合は、状況に応じて必要な対応を行う。	R6. 3. 21	R6. 3. 27
112	応急復旧用資機材の確保・管理	本項目は、両企業団の応急復旧用資機材の確保・管理について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに災害や事故時に備え復旧用資機材を確保・保管しており、統合後も災害時等において、迅速な復旧に努めるため、現在備蓄している資機材は統合後も有効となるよう、新用水供給事業に引継ぎ管理していくこととする。なお、企業局においては、震災時における被害想定を行い、資機材の確保数を決めていることから、新用水供給事業においても統合後に速やかに整理していくこととする。	R6. 8. 27	R6. 9. 3

事務事業の調整結果一覧【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果	幹事会 報告日	協議会 報告日
116	渇水対策	本項目は、両企業団の渇水対策の状況について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>(対策本部の設置) 企業局の「千葉県企業局の災害・危機管理における各対策本部の設置に関する要綱」では、災害や危機の発生時に迅速かつ的確に対応するため、対策本部を設置することとしており、統合後は、企業局の組織として渇水対策を実施することから、同要綱に新用水供給事業を位置付けるよう、統合までに同要綱を改訂する。</p> <p>(受水団体との連絡調整) 両企業団ともに渇水時における円滑な水需給の調整を図るため、企業団と受水団体で構成する渇水対策連絡協議会を設置しており、統合後は、渇水対策連絡協議会を統一することとし、統合までに新用水供給事業としての設置要綱を策定することとする。</p>	R6. 7. 2	R6. 7. 18
117	応急給水用資器材の確保・管理	本項目は、両企業団の応急給水活動の取組及び、応急給水用資器材の確保・管理方法について確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団の浄水場は、県地域防災計画において給水車への補給拠点に位置づけられており、各浄水場で消火栓ホースや接続器具等の給水車に補給するために必要な資器材を確保・管理している。統合後も引き続き、市町村が行う応急給水に積極的に協力するため、給水車への補給に必要な資器材を確保・管理していくこととする。	R6. 7. 2	R6. 7. 18